

宅建朝から1問 宅建業法 法定講習 宅建 H23-28-4 <<#938>>

【問】 正誤を付けよ。

宅地建物取引士資格試験に合格した日から1年以内に宅建士証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事の指定する講習を受講する必要はない。

【答え】 正しい

★ <<ポイント>> 法定講習【宅建★入門】

宅建士の登録に際し、いずれかを要する

- ① 宅建業に関し、2年以上の実務経験があること。
- ② 国土交通大臣がその実務経験を有すると同等以上の能力を有すると認めていること(登録実務講習を修了する等)。 ⇒ 登録実務講習:国土交通大臣の登録を受けた実務講習

○ 宅建士証の交付を受ける

原則的に、交付の申請をしようとする者は、登録をしている都道府県知事が指定する講習(法定講習)で、交付の申請前6か月以内に行われるものを受講しなければなりません。

例外的に下記の者は受講が不要

- ① 試験合格から1年以内に宅建士証の交付申請をする者
- ② 登録の移転の申請とともに宅建士証の交付申請をする者

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>